

## 令和5年度弁理士銓衡(せんこう)試問について

令和5年度弁理士銓衡試問について、弁理士法の一部を改正する法律（平成19年法律第91号）附則第2条、弁理士法（平成12年法律第49号）附則第2条及び旧弁理士法の一部を改正する法律（昭和13年法律第5号）附則第3項並びに第4項の規定に基づき、次のとおり実施する。

令和5年1月18日

工業所有権審議会会長 時田 隆仁

### 1 銓衡試問の内容

銓衡試問は短答式筆記試問及び口述試問により行い、短答式筆記試問に合格した者でなければ口述試問を受験することはできない。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

#### (1) 短答式筆記試問

特許、実用新案、意匠及び商標（以下「工業所有権」という。）に関する法令、工業所有権に関する条約及び著作権法並びに不正競争防止法について行う。

#### (2) 口述試問

工業所有権に関する法令について行う。

### 2 銓衡試問の受験資格

(1) 昭和16年6月5日までに帝国大学の学部又はこれと学科程度同等以上と認められる内外国の学校において定規の課業を終えた者（附則第3項）

(2) 昭和18年6月5日までに特許局において判任以上の官に在職して5年以上審査の事務に従事した者（附則第4項）

### 3 銓衡試問の期日

#### (1) 短答式筆記試問

令和5年5月21日（日）

#### (2) 口述試問

令和5年10月21日（土）から令和5年10月23日（月）のうち、いずれかの日で実施する。

#### (3) 時間割等

短答式筆記試問及び口述試問の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

### 4 受験地

#### (1) 短答式筆記試問

東京

(2) 口述試問

東京

※受験地「東京」は東京都の近傍を含む。

5 受験手続

- (1) 銓衡試問を受けようとする者は、別記様式による受験願書を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
- (2) 願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - イ 履 歴 書（日本工業規格に基づき作成したもの）
  - ロ 資格証明書（卒業証明書及び成績証明書等）
  - ハ 写 真（受験願書提出前6ヶ月以内に帽子を着用せず正面から単身で撮影した上半身の写真（大きさは縦4.5cm×横3.5cm）。なお、写真の裏面に氏名、撮影年月、願書提出時の年齢を記載すること。）

6 受験願書の交付

- (1) 交付期間  
令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで（行政機関の休日に該当する日を除く。）
- (2) 交付時間  
午前9時から午後5時まで
- (3) 交付場所  
特許庁〔東京都千代田区霞が関三丁目4番3号〕
- (4) 郵送による受験願書の請求  
令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）（必着）までの期間に、封筒の表面に「弁理士せんこう試問受験願書請求」と朱書し、郵便番号100-8915 特許庁秘書課弁理士室試験第一班宛てに、返信用の封筒（角形2号（240mm×332mm）に受験願書の送付先を明記したもの）を同封して請求すること。

7 受験願書の受付

(1) 受付方法

受験を希望する者は、郵便番号100-8915 特許庁内 工業所有権審議会会長宛て、郵便（簡易書留推奨）で送付された受験願書だけを受付ける。封筒の表面には「弁理士銓衡（せんこう）試問受験願書在中」と朱書すること。特許庁へ直接持参されたものは受け付けしない。

(2) 受付期間

令和5年3月15日（水）から令和5年4月5日（水）まで（消印有効）の間。  
なお、受付開始前に送付しないこと。

8 その他

受験願書と同時に受験案内を交付する。

弁理士せんこう試問受験願書

令和 年 月 日

工業所有権審議会会長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 印

現住所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

電話 自宅 ( ) \_\_\_\_\_

勤務先等 ( ) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

私は、弁理士法の一部を改正する法律（平成19年法律第91号）附則第2条、弁理士法(平成12年法律第49号)附則第2条及び旧弁理士法の一部を改正する法律(昭和13年法律第5号)附則第  $\left[ \begin{array}{c} 3 \\ 4 \end{array} \right]$  項に該当する資格を有するので、せんこう試問を受験したく、履歴書及び資格証明書並びに写真を添えて申し込みます。

【添付書類】

1. 履歴書
2. 資格証明書
3. 写真

(注)附則条項中、該当しない項を抹消すること。